

■募集案件の概要

募集案件	第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）素案に対する意見募集について
募集期間	令和7年1月9日（木）から令和7年1月30日（木）
意見者数	3名（3件）

計画（素案）の内容の修正に関連しないご意見に対する市教育委員会の考え方
第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）素案について意見を募集しましたが、計画（素案）の内容の修正に関連しないご意見については、回答しておりません。いただきました貴重なご意見は、今後の子ども・子育て支援施策の検討の際に参考とさせていただきます。

いただきましたご意見（要旨）	市教育委員会の考え方
【意見】 <u>子どもの人権尊重の明記を。</u> 【概要】 「こども基本法」第3条（基本理念）において、「こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」と規定されている。大阪狭山市の（教育）計画においても当然、これら子どもの人権尊重の明記があるべきと思う。	ご指摘いただきましたとおり、令和5年4月のこども基本法の施行を受け、子どもの人権尊重については、さらに重要視するべきものと考えております。 第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画におきましても、3頁の「計画の趣旨」に記載のとおり、こども基本法等の国の動向を勘案するとともに、56頁の「基本的な視点」の1つ目の「視点1 子ども一人ひとりを大切にする視点」において「子どもの人権尊重」について明記し、重要な視点の1つとしています。 また、58頁の「計画の体系図」の基本目標1「子どもが心豊かに育つように」のうち、「子どもの人権を尊重する環境づくり」を基本施策の1つ目に位置づけ、そのための各施策を推進していくこととしております。 子どもの意見の聴取につきましては、令和7年1月に本計画についての「子どもアンケート」を市内公立小学校に在籍する小学6年生を対象に実施し、いただいたご意見や調査結果につきましては、貴重なご意見として今後の施策の検討の際に参考とさせていただくこととしております。
【意見】 <u>施策の推進においては市民の声を丁寧に聞きとることが必要。</u> 【概要】 施策の具体的な進め方については課題が多い。 ・幼稚園・こども園の統合問題についての地域住民への説明 ・大阪・関西万博への校外学習としての参加についての保護者、児童、生徒への説明 ・教育DXの進め方 ・南第三小学校の「小規模特認校」についての説明 ・東小学校の過大人数解消に向けた校区是正について 等 施策は多数あるが、具体的な施策については、市民の声を丁寧に聞きとることが必要だと考える。	ご指摘いただきましたとおり、施策の実施にあたっては、市民の声を丁寧に聞き取ることは重要なことと考えております。 各施策の実施を検討する際は、市民の方を含む外部委員での審議や地域説明会等、適宜必要に応じて、その具体的な推進方法を検討し、子どもやその保護者をはじめ、市民の皆さまにとって、より良い施策を推進してまいります。

なお、大阪狭山市の子育て支援施策に関するご意見がございましたので、こちらのご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援施策の検討の際に参考とさせていただきます。

いただきましたご意見（要旨）
【意見】 <u>通学路にあたる道路をスピード抑制の道路にできないか。（東小学校区）</u> 【概要】 通学路に歩道がなく、車が真横を通りかつスピードを落とさない車が多く危ない。